

## **7. 自立を促進するための経済的支援**

# 児童扶養手当制度の概要

## 1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

## 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

## 3. 予算額

1, 614. 6億円（21年度予算・国庫負担分）

1, 678. 4億円（22年度予算・国庫負担分。父子も含む）

## 4. 手当の支給主体及び費用負担

・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）

支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3

・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者） [平成21年3月末 387人]

支給主体……国 ※費用負担……国 10/10

## 5. 手当額（月額）

・児童1人の場合 全部支給：41,720円 一部支給：41,710円から9,850円まで

・児童2人以上の加算額 2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

## 6. 所得制限限度額（収入ベース）

・本人：全部支給（2人世帯）130.0万円、一部支給（2人世帯）365.0万円

・扶養義務者（6人世帯）：610.0万円

## 7. 一部支給停止措置（平成20年4月から）

・受給資格者（養育者を除く）

支給開始月の初日から起算して5年（支給事由発生から7年）を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられないという例外的な場合に限り、手当の1/2を支給停止する。

ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

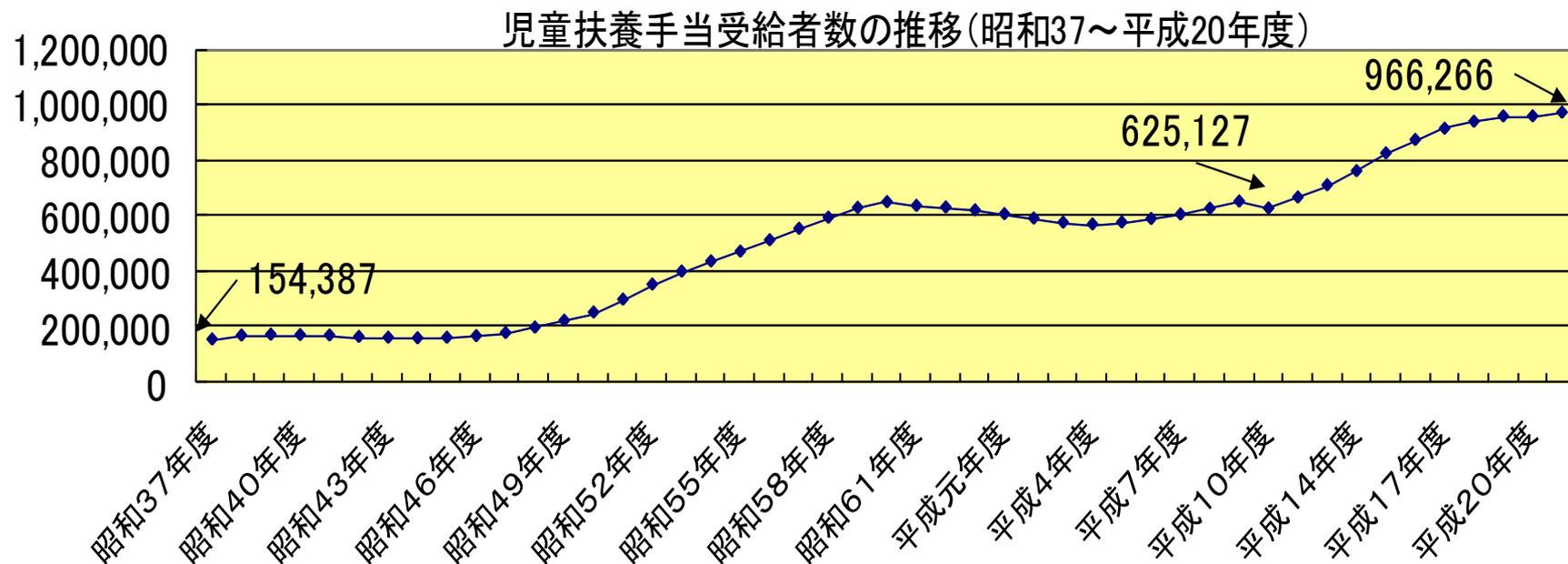
# 児童扶養手当受給者の推移

## ○ 平成21年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚の母子世帯	父が障害者世帯	父による遺棄世帯	その他の世帯(養育者等)
	離婚	その他					
966,266 (100.0%)	845,543 (87.5%)	1,503 (0.2%)	8,629 (0.9%)	78,245 (8.1%)	2,615 (0.3%)	4,318 (0.4%)	25,413 (2.6%)

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成10年度末は625,127人、平成20年度末は966,266人となっている。

○平成20年度末において、全部支給者は562,272人(58.2%)、一部支給者は403,994人(41.8%)である。



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

# 児童扶養手当受給者の状況

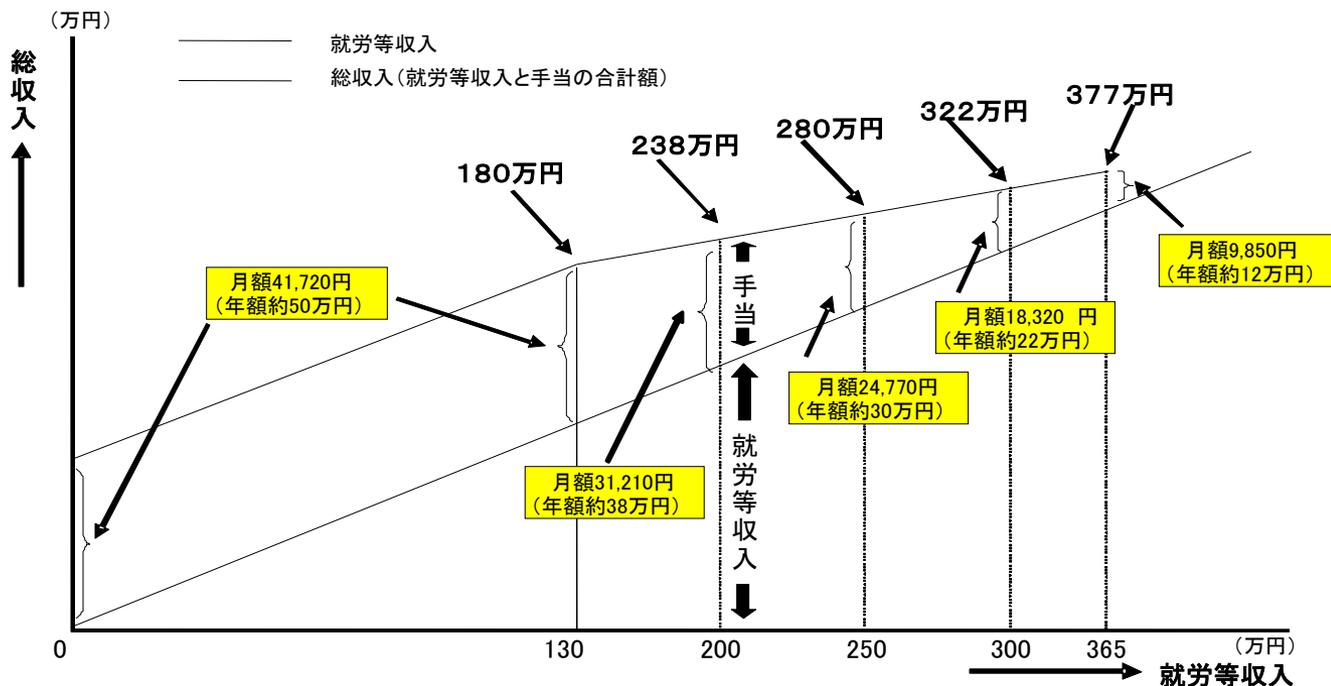
(単位：人)

	受給者	世帯類型別						
		生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による 遺棄世帯	その他 の世帯
		離婚	その他					
平成19年 4月	948,652	834,030	1,645	9,074	73,528	2,624	4,904	22,847
5月	955,750	840,430	1,663	9,142	73,886	2,628	4,905	23,096
6月	963,214	847,142	1,658	9,203	74,068	2,662	4,938	23,543
7月	969,068	852,498	1,656	9,274	74,468	2,679	4,969	23,524
8月	974,082	856,975	1,681	9,348	74,888	2,703	4,954	23,533
9月	976,572	859,083	1,679	9,389	75,059	2,716	4,944	23,702
10月	979,902	861,731	1,658	9,448	75,361	2,736	4,919	24,049
11月	986,549	867,537	1,693	9,549	75,781	2,756	4,909	24,324
12月	989,822	870,541	1,653	9,607	75,877	2,755	4,884	24,505
平成20年 1月	993,763	874,037	1,658	9,691	76,139	2,753	4,892	24,593
2月	998,912	878,646	1,657	9,744	76,273	2,763	4,912	24,917
3月	955,941	838,592	1,637	8,881	75,246	2,629	4,612	24,344
4月	960,947	843,299	1,643	8,883	75,633	2,630	4,620	24,239
5月	967,949	849,647	1,636	8,950	76,072	2,651	4,658	24,335
6月	974,460	855,372	1,651	9,043	76,456	2,664	4,687	24,587
7月	980,696	861,118	1,645	9,107	76,702	2,686	4,680	24,758
8月	985,560	865,238	1,644	9,183	77,329	2,670	4,668	24,828
9月	987,879	867,144	1,635	9,162	77,621	2,695	4,626	24,996
10月	991,456	870,142	1,628	9,226	77,916	2,702	4,580	25,262
11月	997,190	875,061	1,605	9,292	78,361	2,723	4,568	25,580
12月	1,000,661	878,210	1,579	9,325	78,549	2,721	4,567	25,710
平成21年 1月	1,005,130	882,176	1,567	9,397	78,747	2,734	4,561	25,948
2月	1,011,162	887,558	1,538	9,485	79,085	2,743	4,584	26,169
3月	966,266	845,543	1,503	8,629	78,245	2,615	4,318	25,413

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各月末現在）

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。49

## 母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉貸付金の概要

### 目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。  
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

### 対象者

- ① 母子福祉資金
  - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
  - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

### 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

### 貸付条件等

- ・利子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

### 実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

### 貸付実績(平成21年度)

- ・母子福祉貸付金 23,547百万円(49,923件)
- ・寡婦福祉貸付金 717百万円(1,247件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係



